

平成 25 年 12 月 17 日（火曜日）

第 10 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

---

平成25年12月17日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	遠藤	健治 君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹兼 財政課長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦清隆君  
農業委員会部局  
事務局長 高橋一清君

---

事務局職員出席者

事務局長 阿部敏克  
主幹兼総務係長 三浦勝美  
兼議事調査係長

---

議事日程 第5号

平成25年12月17日(火曜日)

午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 議案第130号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算(第6号)
  - 第3 議案第131号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - 第4 議案第132号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
  - 第5 議案第133号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
  - 第6 議案第134号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算(第2号)
  - 第7 議案第135号 工事請負変更契約の締結について
  - 第8 議案第136号 工事請負契約の締結について
  - 第9 議案第137号 工事請負契約の締結について
  - 第10 議案第138号 工事請負契約の締結について
  - 第11 閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日ご苦労さまでございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において13番後藤清喜君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 議案第130号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第130号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

昨日担当課長の細部説明が終わり、質疑の途中ですので、本日はこれより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番今野です。

けさ早く起きて海に行って、何かまだ船の上みたいに揺れている感じがすけれども、しっかり質問させていただきたいと思います。

ページ数8ページ、一番最後の歳入合計なんですけれども、792億円とあります。それで、復興関係のものが718億円、約90%で、一般の予算として74億円、9.4%という説明がありました。そこで、昨年より4分の1ぐらい総額としては減っているということなんですけれども、私はこの718億円を使っても……。震災から1000日たちました。復旧から復興へ向かっている中、ボランティアの必要性について私は伺いたいと思います。

当町において、現在のこのボランティアの位置づけ、復興のための効果、現在どのような作業活動を担当していただいているのか、そこをまず第1点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ボランティアについてのお尋ねでございます。ちょっと今、手元に数字を持ち合わせてはいないんですが、災害ボランティアセンターということで、社会福祉協議会のほうに委託をしております。今のところ、ボランティアセンターはそのままオープンということで、全国からボランティアがおいでいただいているということでございますが、今の作業の内容といたしましては、いわゆる瓦れきの最終的な処理の分、それからいわゆる産業支援ということで漁業関係、それから農地の瓦れきを拾うというようなそういうことの作業をしております。（「ボランティアの位置づけは」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ボランティアの瓦れきの処理、産業支援ということなんですが、あと農地の瓦れきのそういった作業というのは、現在……。神戸の震災等ですと、そういった作業をすればすぐ家が建つということで効果的なんでしょうけれども、この1000日もたって、逆にそういったところは718億円を使ってゼネコンさん達がやる仕事だと私は思うんですけども、そこをあえて今もボランティアの方たちの手伝いをもらっているという、そこが私は納得ができないというわけではないんですが、気持ちで来ていただいているんですけども、復興のための効果というんですか、そこが私はわからないんですよ。

ただ、それで私がお聞きしたいのは、課長の答弁は現在どういった作業かというんですけども、私は町長にボランティアの存在というか、公約で交流人口をふやすとかそういうこともありましたので、そちらも視野に入れてというわけではないんですけども、ボランティア自体はいろいろなボランティアがいるんでしょうけれども、よく永 六輔さんあたりが言うには、片手のボランティア、わかりますか、片手では自分が食べる食いぶちを握っていて来るボランティアと、両手で来るボランティアという存在もあるらしいです。

そこで、何が言いたいかという、以前からの自分の思いなんですけれども、ボランティアの方たちがいなくなった時点で、そこから復興というか作業が始まるんじゃないかという認識だったんですね。先日の一般質問でも言わせていただいたんですけども、例えば産業支援ということでどこかの漁業屋さんの網繕いをするというんでしたら、それは普通の今いる方たちの雇用を奪っている形にもなると私は思うんですよ、今の時期ですよ。震災直後だったら、そういったことは支援ということでいいでしょうけれども。

ですから、私が義援金のところで言ったのも、そういった作業もボランティアの人にお金を払って、それをセンターの所長が取り上げるというわけではないんですけども、ちょっと

それを現金に積み立てるという方式でしたら、ボランティア活動がある特定の個人とか一部の方たちの恩恵となるだけではなくて、被災した人たちが全員、その方たちのボランティアの助けの効果が得られると思うんですよね。そういった思いもしたものですからこういった質問もするんですけれども、そこは町長、いかが認識していますか。そこのところを私は聞きたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ボランティアのこと、いろいろ今野議員としての思いのお話をいただきました。

実際に当町にボランティアで登録なさっている方々は13万人を超していると思います。そういった方々が、町のこういった壊滅した状況の中で、町民の皆さんに対してどれほど後押しをしていただいたかということについては、大変はかり知れないものがあると思います。私はある意味、ボランティアの皆さん方には感謝を申し上げたいと思っております。

今、県内でボランティアセンターを運営しているところは数少なくなっただけでまいりました。当町はまだ来年も残すという方向でありますが、ただボランティアの皆さん方、直接的に、今もお話があったように、漁業支援や農業支援などありますけれども、それだけではなくて、例えばさまざまなイベントの際にいわゆるお手伝い役という形の中でおいでになっている方々も継続していらっしゃいますし、それから仮設住宅にお入りになっている方々も結構いらっしゃいます。ですから、ソフト、ハードの両面において、ボランティアの皆さん方にお力をいただいて、何とか今復興の道を歩んでいるという認識をさせていただきます。

それと、もう一つ大きいのは、それほどの多くの方々がおいでになっておりますので、お昼やお土産などをお買い上げいただいているというのがございまして、そういった経済的な効果というのは多分数億円に上ると思います。したがって、そういったお金が地域に回っていくということについては、まさにボランティアの皆さんのお力添えのたまものの、それも一つだと思います。

したがって、そういった仕事を、本来の仕事をするべき人の仕事を奪ってまでボランティアの活動をしているという認識を私はしてございません。ある意味、そういった本来の意味での雇用の場ということ、それとはまた別の分野でボランティアの皆さんにお力添えをいただいていると、そういうふうに認識をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まあ、わかりました。

それで、ボランティアの方で地元で働きながらボランティアというか、例えば魚の加工屋さんに行って作業をしているとそういったことも聞いたんですけれども、それはある種、将来的な定住人口、そういった可能性を秘めていると思うので、私はいいことだと思うんですけれども。ただ、私が一番不思議に思うのは、ボランティアの方たちが両手で来ていて、その財源というんですか、さきの質問ではないんですけれども、若い方たちでトレーダーみたいにして結構もうけて来ているとかそういったことならわかるんですけれども、そういった意味合いで不思議な思いをしているんですよね。この財源というんですか、財源という言い方は変な言い方なんですけれども、気持ちがあってお金もあって来ているんでしょうけれども、若い方が来ているという。私はとても行けないんですけれども。そういった面もありました。

それがボランティアの件なんですけれども、最後に718億円ということに関して、ボランティアから少し離れるんですけれども、きのうの質問でもあったように、最終的には1,000億円から800億円をかけて、それこそボランティアさんの力もかりて復興に取り組んでいるんですけれども、果たしてこの被災した人たちが本当に1,000億円をかけて幸せを感じられるように思って戻ってこられるのかという、私はそういう疑問が……。執行部の皆さんが一生懸命取り組んでいる中でちょっと変な言い方なんですけれども、例えば1人当たり四、五千万円をかけて復興しているわけでしょう。そうすると、ブータンの人たちの何十倍の本来ならば幸せな暮らしというか思いをして戻ってこなければいけないと私は思うんですよね。現に、私は戻ってきたときのためにというか、皆さんが幸せに感じてもらうためみたいな感じで、公営住宅も低層のものがいいんじゃないかとか、ちょっと町長から言わせていただくと遅かったような提言みたいなんですけれども、まだこれから、私は諦めていませんので。

ですから、800億円のお金を使って本来の幸せ……。もう1回繰り返しますけれども、私は本当に被災した人たちの身になって思うと、役所の皆さんのためとゼネコンのための復興ではないかという、言い方を悪くするとそういう思いにしかとれないので、そのところを町長、どういった形で被災した人たちが幸せな形で戻ってこられるかというそういう意気込みみたいなものをお聞かせいただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大きな金額がかかるのは、ある意味これは町として失われた町の基盤整備のために使う金がほとんどでございますので、そこが幸せの度合いということについてはそれぞれお考えがあると思いますが、これほどの大被害を当町が受けたということです。それぐらいの予算がどうしても、財源が必要だということでご理解をいただきたいと思



が。

先ほどはボランティアの話をしておりますが、阪神・淡路大震災のときにはボランティア元年と言われ、今回の東日本大震災では企業ボランティア元年と言われるぐらいに、企業サイドとしてのボランティアの方々がたくさんの数お入りになっております。それから、ボランティアの方々は今まで住んでいた場所でアルバイトをしてお金をためて、お金がたまるとまたここに来てボランティアをすると、そういう繰り返しでずっとやってきておりますので、そういった方々は自分でお金を稼いでこの町に来てやっていただいていると。

それから、先ほどご案内のとおり、求人をかけてもなかなか人が集まりません。そういった中で、ボランティアの方々が企業にお勤めになって、その企業の戦力として今ご活躍をいただいている方々が随分いらっしゃいます。10月の頭になりますけれども、そういった町に入って企業にお勤めになっている方々との交流会がございました。40名を超える方々がお集まりになって交流会をやったんですが、その方々には完全に住所を移している方もいらっしゃいますし、中には結婚をしている方々もいらっしゃいます。ボランティアでお入りになった方々には、この町の定住人口としていろいろな形の中でご支援をいただいている方も随分いらっしゃいますので、そういうボランティアの力というものはある意味私は大きいと思えますし、今後ともそういった方々にお入りをいただいて、できれば町の復興の大きな力の礎になっていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 補正予算であります。歳入歳出45億円の補正額ということで、全体の通常分の予算がこの中で9.4%というお話でありまして、昨日より我が町の財政についての質問が数多く出されたわけでありまして。

今、震災復興ということで聞いたこともない我が町初めての約1,000億円の予算で今事業が進められております。この震災復興が終わった後の我が町のこの財政というものがどうなるのかなあと非常に心配をしております。人口も減って、普通交付税の減額あるいは土地の面積も減るし、一番が人口減による交付税の減額ということになるわけですが、果たしてそういった中で現状でこの町が運営できるのかなあという心配をしながらの質問に入るわけでありまして。

まず、この13ページの退職手当の関係なんです。一般管理費と教育費の組み替えということですが、この組み替えという内容はどういうことなのか。それと、1,900万円ほどの組み替えなんです。平成25年度の退職手当組合に負担をする、お支払いをする我が町の金

額はどのぐらいに今なったのか。これは退職手当ですから、町の全額負担であります。職員の方々が、あるいは町長、副町長が手から出すわけではありません。町が100%負担をする退職手当の負担金でありますから、全額で我が町、病院も含めて、一切の企業会計も含めて、どれぐらいの負担になっておるのか。こういう状態で交付税が減額される中でその金額をお支払いして、果たしてこの町がやっていけるのかなあという心配をしているわけです。職員が足りない足りない、何ぼでも入れなければならない、それは仕事の量がふえて確かにそうかもしれませんが、人口も減っている中で職員の数だけが残るといことはいかなものかなど。また、我々議会も議員の数を4年後の改選時にはどのようにしたらいいのかということも含めながら、我々も検討していかなければならないと感じておる中で、職員体制の今後のあり方についてもやはり検討していかなければならないのではないかなという感じをいたしております。

そういうことのまずもつての第1点目の質問です。

次に、同じ13ページなんですけど、この1つは19節の負担金なんですけど、3万1,000円と42万3,000円ですか、これの内容はどうなっているのか。これはどういうことなのか、新しくできたセンターなんですけど。どういうふうな役割を果たすセンターなのか。

それから、同じ13ページに、きのうもちょっとお話がありましたこの防犯灯の設置の関係であります。お話を聞きますと、志津川地区五日町ほか40基を設置するんだと。大変結構なことでもあります。今、震災で暗い状況で防犯灯、各地区多くの要請、申請があると思いますが、問題は町の負担なんですけれども、従来2分の1あるいは3分の1を町が負担をしているというお話でしたが、要するに自治区といいますか、その地区が津波で消滅して誰も負担する人もいないんだと、地区の形成を取り戻せないで町が負担をするんだと。ただ、地区によっては、半分が流された地区もある。半分というか、100戸あったのが50戸とか、30戸とか。そういった地区には従来と同じような地域負担をしてもらおうのかどうか。その辺の基準はどう定めてあるのか。町が全額を負担することと2分の1を負担をすることの基準ですよ。電気料の維持費の。それはどういうふうな決まりがあって、条例か何かで、規則か何かであると思うんですが、その法的根拠を示してもらいたいと思います。

それから、24ページの学校施設の設計委託料3,700万円ですか、この金額の根拠も示していただきたいと。まずもつて、その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、13ページの退職手当組合負担金の関係のご質問でございます。

昨日、予算の説明で人事異動に伴う予算の組み替えを行っていなかったというご説明を申し上げます。この同額を教育委員会の事務局費のほうに計上していたわけですが、当初予算で教育委員会の事務局、教育総務課の職員の分の計上をしております、残り学校関係の職員の部分については一般管理費のほうに計上していたと。誤っているわけではございませんで、その後の人事異動等もございましてずっと組み替えをしないで12月を迎えてきたということもございまして、増額しているわけではございませんけれども、この額を2つの科目間で調整したわけですが、なお、前会計分の負担金の総額を積み上げかねたんですけれども、一般会計では1億6,500万円ぐらいの負担金の額になろうかと思えます。

それと、19節の負担金でございまして、市町村の自治振興センターについては、これは当初予算に86万5,000円ほど計上してございまして、その不足分、今年度分の負担金として3万1,000円不足したために計上させていただきました。これは総務省の外郭団体だと思います。市町村の事務システムとかそういったことを研究している組織でございまして、そういったところから各種の情報をいただきながら、町で行政事務の参考にさせていただいているといった内容でございまして。

それから、東北自治総合研修センターの寄宿舎の負担金でございまして、これは富谷の研修所がございまして、職員が震災職員研修から含めて現任の研修も毎年度何人かずつ参っておりますけれども、そこに宿泊した際の宿泊料相当を負担金としてこの研修センターのほうに納めていると、そういった内容でございまして。（「防犯灯」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 防犯灯の維持管理のご質問にお答え申し上げます。

防犯灯の維持管理につきましては、南三陸町防犯灯維持管理補助金交付要綱という要綱に規定されてございます。その段階で、電気代を行政区に補助するということになってございまして、20ワット以下が700円、40ワットまでが1,000円、60ワットまでが1,500円、100ワットを超えますと2,000円ということで交付をするということでございます。

ただ、以前からもあったんですけれども、例えば志津川小学校に通学するときに、具体例ですけれども十日町に防犯灯は設置するんですけれども、具体的に恩恵をこうむるのは新井田地区の方ということで、そういう場合につきましても町のほうで負担をしておると。浸水市街地、今回被害を受けまして従前の行政区があるんですけれども、住んでいない、行政区を形成していないというところがありますので、その辺は柔軟に町のほうで行政区に負担を求めるのは妥当でないということの中で、詳細な規定はないんですけれども、運用の中で適用

しているということで、これは防災集団移転事業等も進む段階で行政区の編成、再編、これを見ながら柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、24ページの学校施設の環境改善事業の設計ですけれども、これは復興交付金の事業で行うんですけれども、志津川小中2つの学校の事業を考えておりまして、この設計費の額につきましては事業費の1割ということで見込んだ数字でございまして、志津川小学校分が1,844万8,000円と志津川中学校については1,901万1,000円ということでの計上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 金額のことは同じでありまして、人事異動の組みかえ、人事異動はいつやったんですか。10月でしたか。そうしたら、今回まとめたということですか。その全体の退職手当組合の負担金が1億6,500万円、これは一般会計だけで、そうすると病院とかその他を入れますと大体1億8,000万円からぐらいになるんですかね。その1億8,000万円を毎年職員の退職金のために町が100%負担していると。1億8,000万円。これが震災の事業が終わった段階でも、その額は少なくなるというような形が見えるわけですね。こういう多額の負担をしながら、この町が果たして運営ができるのかなあという心配があるわけですよ。職員を減らすことによって退職手当組合も大変な経営時期になって、退職金も減額されるというおそれの中で職員が足りない足りない、減らさない。どの保険あるいは組合もそうですが、年金なんかも掛ける人が少なくて、もらう人が多くなれば年金の支給もだんだんおくれるし額も下がってくると。そうなっては困ると。何としても職員だけは減らしては退職金も減らされるからとではないでしょうけれども、客観的な物の見方とすれば、そういう町民とすれば、そういった目で見られることもあり得るということでもあります。約1億8,000万円、毎年町が100%負担するわけですから、その辺のところも今後の町を運営するところに当たっては考えていかなければならないと思っております。

防犯灯の関係ですけれども、私は今の課長の答弁はわかるんです。従来あった地域、行政区、例えば100戸あったと、50戸流されてしまったと。残ったのは50戸あるいは30戸だよと。そういうところも今までは同じような2分の1負担なのかということなんです。人が減っても防犯灯は同じ経費がかかるわけです。でも、戸数が少なくなれば、1人当たり負担するのは額が大きくなっていく。だから、そういうところには同じ割合で負担させるのかということなんです。その辺がきちっと決まっていなかつたかと思うので、それはその都度その都度の対

応といたしますか、やり方もあるんじゃないかと思うので、その辺町長、どういうふうにお考えですか。それでは、だめだ。それでは、副町長が最初から聞いていたね。副町長、今の話、負担する人たちが少なくなって全部なくなれば、100%町が持つんだけども。そういったことで、今後の町の考え方をお聞かせいただきたい。

それから、志津川小中学校、前から設計委託料だけで事業費の1割ぐらいだったかね。私はもっと少ないんじゃないかなと思って見ていたんだけども、1割ぐらいでしたか。この震災復興となるとどうも単価が上がってくるような感じするので。どうでしたか、その辺。私の記憶がちょっと間違っているかどうかわかりませんが、もうちょっと下回るんじゃないかな。0.7割とかという話を前に聞いたことがあるんですよ。0.7割とか0.8割とかというように。1割の設計委託料というのは大きいんじゃないですか。それにましてや、調査でしょ。このほかに本設計があるでしょ、たしか。その辺の設計もいろいろあるからね。今度は建物管理委託料とか、設計管理委託料とか、いろいろ出てくるんですけども。これだけで1割となると、今後出てくるのがかなりの額になると思うんですが。その辺、どうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 前段の退職金も含めた今後の町の財政等に与える影響のお話の部分については十分理解をいたしておるわけですし、いずれにしろ震災特需ということでそういった人的な部分、といっても町の職員で丸抱えするということになれば、当然後々の人件費、義務的経費が増大すると、その後の町の財政運営に大変大きな影響を及ぼすということですから、今後とも定員管理はそういった分も含めてしっかりしながら、震災復興の体制をどう整えるかということは課題ではございますけれども、一般質問でも申し上げたとおりでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

それから、1点目の防犯灯の関係でございますけれども、危機管理課長が答弁申し上げましたように、明確なそういった部分はないということございまして、当該地域、半分ぐらいが被災した場合にということのお話でございまして、当然防犯灯の数もそういった部分では被災をしておるだろうと思うわけございまして、問題は残されている被災を受けなかった地域内のご家庭の各世帯の負担がそのことによって大きく過重になってしまうということについては、これはなかなか説得力といいますか、納得ができない部分もあるんだろうと思えますので、その地域の実態がどのような負担になっていくのか、その辺を各地域ごとに検証しながら、そのことによって過重になるというようなことの場合は、それな

りの対応をする必要があるのかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、設計料についてのご質問でございましたので、私からお答えをしたいと思います。

確かに、議員がおっしゃるように、そういう数字も場合によってはあり得るということございまして、基本的には事業費の何%ではなくて、実際の作業を積み上げて最終的な予定価格というものを算出することになっております。それで、事業費が大きくなれば割合は小さくなりますし、事業費が小さくなれば必然と割合が上がるという傾向でございますので、今回10%と見込みましたのは、これまでの全体事業費を見たときにこのくらい必要であろうという金額を今回予算計上しております。基本的には、実施に当たりまして再度積み上げをいたしまして、最終的な予定価格は決定されるようになると思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 14ページの3款民生費の1目社会福祉総務費の中の13節に出てきます忠魂碑の撤去業務委託料についてお伺いしたいと思います。

それから、昨日も同僚議員が質問しておりましたが、17ページの農林水産業費2目に出てきます林業振興費の中の南三陸材利用促進事業補助金、質問が重複するかもしれませんが、地元の製材業者、一般質問でも伺った経緯があるんですけども、4業者でしたよね。ありますね。以前は3業者と私は勘違いをして、4業者ですよ。3業者でしたっけ。歌津志津川地区の製材業者と昨日も……。4業者ですよ。4業者との中で、昨日も地場産材の資材供給に当たりましての申請等についていろいろ伺っておったわけですが、その点についてもう一度私は確認を兼ねて伺いたいと思うんです。この点1点。

それから、23ページの防災集団移転促進事業費6項の17節公有財産購入費ということで、用地購入費についてどのようになっているのか、この点。3点をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 1点目、忠魂碑の撤去業務の委託料というようなことのご質問でございます。先般、議会で忠魂碑の関係でご質問をいただきましたので、歌津地区のものと公民館の隣に忠魂碑がございました。それが、今回の被災で破損をしてその場に積み上げてられておったと。一応、トラロープ等でけがのないようにとのことで保護しておったんですが、そのままではうまくないだろうと。先人の方々に忍びないというようなことで、遺族会の会長さんとも相談をしまして、今回とりあえず撤去をして、その部分で今後の復興の予

定につきましてはまた改めてご相談をいたしますが、今のままでは忍びないのでとりあえず一旦撤去をして片づけるという、そういう形のものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 南三陸材利用促進事業補助金の内容についてご説明いたします。

今回補正させていただく内容は、ご存じのとおり、1件50万円を上限とする補助金でございまして、年度内に支出見込みとされている分が50万円上限で6件、それから実際に利用した使用料に応じて34万円と見込まれている件数が1件、これを合わせまして334万円の補正とさせていただきます。

当初予算で750万円、15件分の予算を計上してございまして、これがそのままに執行される予定でございますので、合計では22点分で1,084万円という内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 3点目の公有財産購入費についてですが、1,000万円のマイナスとなっているんですけれども、このお金につきましては土地の用地買収した際の、狭小残地と我々は言っているんですけれども、どうしても残った土地が非常に狭くなってしまっただけで土地利用が明らかに図られない、残されてももう使われないような土地を買っていくために計上していたものです。

当初、防災集団移転促進事業に計上していたのですが、今度は高台、志津川のほうの津波復興拠点整備事業の用地内にもそういうところが出てきましたので、そちらに1,000万円流用するというような形で減額とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 忠魂碑は今、遺族会の方々とお話をされて撤去を実施すると。これは保管をするんでしょうから、保管をしておいて別の場所にまた建てかえられるという解釈でよろしいんですか。全く処分という、そうすると新たなこのとうとい命を落とされた皆さんの遺族の思いを兼ねて忠魂碑を建てかえられるという解釈でよろしいんですか。それは全くないんですか。その点、もう一度。

それから、地場産材の活用ですけれども、参事から22件申請があるということでいろいろご説明いただいたんですけれども、実は森林組合が窓口になっているわけですね。そうでは

ないんですか。そうですか。失礼。

その申請において以前参事にお伺いした件があるはずなだけけれども、製材業者を通してのおの依頼をして製材をしていただく方もおるかと思うだけけれども、製材業者を通しての申請というのはなかなか難しいものかどうか。製材業者に依頼をしますよね、製材をする。その製材業者が4業者あるわけですけれども、業者を通しての申請というのは難しいものなのかどうか。やはり、町という形になるのかどうか。

実は、製材業者のほうに地場産材の活用ということでいろいろなお話があって、ちょっとややこしい申請で大変だというような話も聞いておるんですよ。その点がちょっと私が伺いたいと思った点なんです。

もう一つは、製材業者によりまして大変いろいろな機械を導入されているということで、業者が4業者あるにもかかわらず、大きな機械を導入している製材業者に集中しているという話を聞いております。この4業者、やはり資材供給ということで均等な配分というのは難しいものなのかと、この復興に兼ねてね。そういう思いもあったものですから、これをあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、防集の移転促進事業の土地購入ということで、安全な場所、高台ということで、各地区の私有地が絡んできているところがあるかと思うんですけれども、そういうことはないですか。例えば、道路と民間の所有者の土地をどうしても買い入れなければいけないというようなことはないんでしょうか。そういうことがあるのかなのか、その点をもう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 忠魂碑の関係でございますが、あのとおり、被災により完全に真っ二つといたしますか、割れてしまったので、それを再生することは不可能だろうと判断をいたしまして、今回の予算につきましては撤去をする分の予算というようなことでございます。

再生の方法につきましては、場所、それからその後のいわゆる建て方なども含めて、総合的に改めて判断をしたいと思っております。それから、今旧歌津町庁舎には戦没者の方々の名簿も全て載っておりますし、それから今回撤去する際にはそういうものをデータで残して、どういう形で作業できるのかも含めて総合的に判断をしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 南三陸材の補助金が実際に使われているそ



の材料の出どころが、いわゆる製材業者に偏りが無いかというようなお話かと思うんですが、実際に補助金そのものの趣旨からしましては、建て主が南三陸材を利用した場合に補助金が発生してくるということになっておりますので、建て主がどこの製材事業者を通じて材を取得するかによるわけなんです。そのときに今、町としては、合法木材を取り扱っている製材事業者として、町内にある全ての事業者を指定させていただいているんですけれども、そのどこから購入するかの部分については、なかなかこちらのほうで建て主に誘導するということができないものですから、あるいはするべきではないことなのかもしれませんので、製材事業者自体はこちらでは特定せずに、公平な立場で利用させていただいているという状況でございます。

場合によってはなんですけれども、建て主が町内の製材所に限らず町外の製材所から仕入れて使っている場合もあるようでございます。この場合についても、町としては伐採届からきちっとした証明が連なっている場合には、補助金を交付しているということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防集全体のご質問でございましたので、私からご回答させていただきます。

集団移転事業、道路もあり宅地部分、のり面、そういったものを構築しながら造成していきますけれども、基本的にはほとんどが民有地を購入させていただいて工事をやっていくというのが一般的なスタイルでございまして、あとは仮設道路を作業道といいますか、そういった形で民有地を業者がお借りしてやっているケースもございます。ただ、最終的には民有地については当然所有者にお返ししますし、防集の用地については、いわゆる事業用地につきましても、全て公有地という形になろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 忠魂碑については、2度目の答弁で課長がおっしゃったわけなんですけれども、遺族の思いというものを主に、ぜひ改めて町史にも載っております戦没者218名のみたまをととび、そういうお考えもあるでしょうからそういうお答えをされたという解釈なんですけれども、ぜひ改めて建立するよう進めていただきたいと思いますと感じておりました。

地場産材の件ですが、町内の製材事業者にいろいろと偏らずに配分ということなんですけれども、実は偏っているんですよ。窓口が森林組合ばかりではないというわけなんです、配分なしなんですけれども、そういうところは当局から言えないところもあるはずですので、

この復興とあわせて偏らない製材業者の依頼等もやはり森林組合等を通して進めるべきではないかなと思ったわけであります。その点を十分検討して進めていただきたい。

それから、今課長から防集の民有地、実はほとんどの方々が前向きに協力をしてきているはずなんです、中には協力はするけれども、代替地を要求したけれどもそれには対応ができないという声もあったんですよ。実際あるわけでしょ。その辺をこれからどのように町では対処していかれるのか、その辺を伺いたかったわけなんです。もう一度。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） ただいま議員からご質問の件につきましては、確かに防集団地の用地の取得の上で、いろいろ交渉を進める中でやはり現在利用している状況などから代替地をどうしても欲しいんだということでのお話があるのも現実でございます。

町としても工事の復興上いろいろ早く進めたいということで、代替地につきましては、いろいろ関係機関より情報収集しまして、あっせん等の手続をしているところでございますので、今後も情報収集しながら、早く土地を取得できるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 森林組合は、実は特に関係していないといえますか、伐採時点ではある程度あるのかもしれないんですが、家を建てる時に建て主が建築業者をお願いします。建築業者が仕入れ先として製材業者をどこから選んで買ってくるかというところで業者が決まっているわけなんですけれども、です、町としては実際の受け付けは、建築業者を通じて申請書が上がってきて建て主に補助金が回っていくというのが一般的な流れになってございまして、町として基本的な情報を、議員がおっしゃるような、どこからでも購入が可能ですよと、あるいは伐採からの流れについてはこういう流れですからということ適正に情報を流して、いわゆる不均衡のないようなことのできるような配慮をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今後、遺族会と協議を進めながら進めてまいりたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第131号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)

○議長(星 喜美男君) 日程第3、議案第131号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第131号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において基金繰入金を、歳出においては償還金及び予備費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(佐藤和則君) それでは、議案第131号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

説明書のページ数で言いますと、33ページ、34ページをお開きください。

こちらの歳入歳出の補正額をごらんいただきたいと思いますが、合計欄それぞれ5,000万円を追加し、29億3,200万円の総額となるものでございます。昨年同期の予算額との比較ですと、約10%の減というような状況でございます。

35ページ、36ページをお開きください。

その内容でございますが、平成23年度に交付を受けました補助金交付金の額の精算において

返還の額が確定したため、その返還に充てるための財源として、国民健康保険財政調整基金のほうから不足する5,000万円を取り崩すとともに、現予算の予備費からの充当ということで、総額1億1,000万円の返還金を捻出するというような内容でございます。結果として、現在2億9,400万円の基金残高となっておりますが、この補正によりまして2億4,400万円になるというような見込みでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。大変なところ申しわけないんですけども、1点だけ伺います。

震災前と震災後、大分震災後お医者さんにかかっている人たちが多くなっていると思いますけれども、保険医療費がどの程度多くなっているのか、その点1点お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、お答えいたします。

毎月の給付費総額でご説明申し上げますが、震災当時の給付額が1カ月の医療費に相当するもので費用額として1億6,700万円ほどだったんです。平成23年の2月がそうなんです、現在10月では1億4,300万円。被保険者数の減少もございまして、生活環境が変わったということで、一昨年は逆に月の費用額が、被保険者数が減ったにもかかわらず、例えば南方の仮設にお住まいの方とか医療環境がよかった、あとは一部負担金の免除等があったということで、一時的に1億7,000万円ほどに伸びたときもあるんですが、昨日の議員の質問にもお答えした部分でもあるんですが、現在1億4,000万円程度の費用額に落ちついているというような状況でございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま月にして1億4,000万円からの給付があるということなんですけれども、やはりこの震災を乗り切っていくには食事、健康管理が一番だと思うんですね。それで、その辺の今後の給付を少なく抑えていくには各家庭の協力、そういうものが必要になってくると思われまして。そういうことで、もう少し健康に力を入れていただきたい、食事

の面から、それから生活環境を変えるというウエートを、仕事はわかるんですけども健康管理をしていくことは一番大事なことだということのスライド化していくとか、そういう方向に持って行っていただきたいと思うんですけども、その辺の回答をもう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） その健康管理という部分に関しまして、給付を適正にしなくてはいけないということで、保険者の立場から特定健診を推進するというような部分など、保健福祉課と協調しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 被災後そういう形で健康状態が偏っているというようなことは顕著に出ておりますので、保健指導あるいは栄養教室、仮設住宅等でもそういう栄養教室等も開いておりますし、偏った栄養をとらないように、あるいは適度な運動をするようにというようにそういう教室も開いておりますので、その辺で力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの保健福祉課長の答弁で、これからもそういうところを期待申し上げますので、頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この前もお伺いしましたけれども、医療費の自己負担のことなんですけれども、財源不足というお話でしたけれども、国と県で、8割、2割を負担していたどの部分の財源が不足だったのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） どの部分といいますよりも、それぞれ保険者の毎年保険税を定めまして会計を運営しているわけですが、財政全般にということで今後議論になる部分ではございますが、今、在庁基金2億数千万円を留保しているわけですが、1カ月の給付費が今おっしゃいましたとおり1億5,000万円を超えるということで、給付の動向によっては財源がすぐ枯渇するという事態になるという運営を常に強いられているという状況の中で、町としてはこれ以上の独自の財政負担というのは難しいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 自己負担分は国と県で負担していたので、町の分ではなかったということですね。自己負担分の免除が打ち切られたということについて、自己負担分が国と県だったので、町では出していなかったんだと。財源不足というお話でしたので、国なのか県なのかということです。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 国の8割負担については継続できるという部分でございまして、議員がおっしゃる財源不足の部分は、県のその2割分の負担が相当重いということの判断ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この前はやっぱり県の態度はまだはっきりしないということでしたけれども、国では出してもいいということでしょうから、県がもし出せないというのであれば、その分は自己負担あるいは町で少し出しても負担の軽減ということは考えられないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） さきにお答えしたとおりで、なかなか苦しい財源ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第131号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第132号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)

○議長(星 喜美男君) 日程第4、議案第132号平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長(星 喜美男君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第132号平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては介護認定事業に係る経費及び介護保険料過誤納還付金等をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(最知明広君) それでは、詳細について説明をさせていただきます。

議案書の44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま町長が申し上げましたとおり、85万円の補正でございます。歳入で一般会計の繰入金、事務費の繰入金として、85万円を補正いたします。

45ページの歳出でございます。

12節の役務費ということで、主治医の意見書作成料85万円を補正いたします。それから、中段でございますが、第1号被保険者の保険料還付金でございます。これは収入の構成等によりまして還付をする金額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第132号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第133号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第133号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第133号平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において国庫補助金を、歳出においては下水道総務費及び災害復旧費等をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

補正予算書の53ページ、54ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、災害復旧費と経常経費に係る過不足分を計上したものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫補助金の補正額が4億450万円ほどでございます。これは平成25年度の災害復旧事業費が5億円ということでございますので、これまで計上してきた金額に不足する分を計上したものでございます。

続きまして、歳出でございますが、下水道総務費の総務管理費27節公課費58万円ございま



すけれども、これは3月に支払う消費税の中間前払い金の不足分でございます。当初、400万円を見込んでおりましたけれども、トータルで458万円と、前に支払っている分が266万3,000円で今回191万5,000円ということで、不足分を計上したものでございます。

3款災害復旧費の4億458万2,000円ですが、これは委託料として500万円、それから工事費として3億9,958万円ほど補正しております。これは、先ほど申し上げましたように、今年度の事業費が5億円ということで、これに対する不足分の工事費等を補正したものでございます。

それで今回補正しましたけれども、全て未契約繰り越しという予定でございます。理由としましては、防集の枡沢、それから吉野沢地区の工事は発注したばかりでございまして、本年度発注してもまだ下水管の布設等ができないものですから、それに対して未契約繰り越しということで事業費が決まっているものですから補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長、もう少し詳しく未契約繰り越しの内容を。場所はどこと言いましたか、防集のどこ。4億円幾らの全体が見えてこないんですよ。できればそういう説明、前にもその話はあったと思うんですけども、今これが予算として出てきているものですから、その辺をちょっと詳しく。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、その分について説明させていただきます。

下水道の災害復旧費全体金額が大体15億円ほどでございまして、年度別の割り当てとしまして平成25年度が5億円と、平成26年度も5億円という格好で、平成27年度で終わるという格好で計画を立てておいたわけですがけれども、平成25年度発注しようとしても防集も工事も具体的なものがまだできていないと。発注したばかりですから、下水道管を布設することもできないということと、国県道への布設もまだまだ具体的なものができていないということで、今回未契約で繰り越して平成26年度にやるということで。

場所は、先ほども言いましたように、1つは防集移転の枡沢と吉野沢団地です。中学校上団地です。申しわけございません。そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 15億円かかると。平成25年、平成26年、平成27年ということで3カ年にわたって、5億円、5億円、5億円と。この平成25年度分はちょっと事業着工が難しいと。未契約の繰り越しになるだろうと。そうなると、平成26年度にやる事業も重なるということですか。それとも、平成26年度にやる分が今度平成27年度にずれ込むということになるのか、3年やるわけですから。重なった場合に、さらにまた業者とか材料の関係で工事が難しくなるんじゃないかなという素人の考えなんです。

それから、下水道事業、要するに管工事というんですかね、特別な一般の大工さんとかなかではできない事業で、限られた業者しかやれないんじゃないかなという感じもするので、その辺の事業を実施するに当たっての業者との、果たしてやれるのかなとその辺が心配なので。

それから、防集でありますから、災害公営は別になるんですか。災害公営についてはどうなるのか。それから、防集であれば、その進捗状況を見ながら発注という形になると思うんですが、公共下水ですから限られた地区になっているかと思うんですけれども、その辺のこれからの計画、今の段階での見通し、今回は柘沢と歌津中学校、この次はこうだよというふうな何か今の段階でわかるのであれば、それをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 平成25年度の予算につきましては、平成26年度に繰り越ししますものですから、平成26年度の事業費は今のところ計画はしてございません。それで、その分は平成27年度に回るという格好になります。そうなると、忙しくなるのかなとは思いますが、発注の仕方等をいろいろ考えて対応していきたいと考えております。

それから、全体の計画は現在練っております、それが出てきた次第に合わせまして、あとそれと国県道等の復旧に合わせまして整備していくという格好になります。

それと、あと伊里前ですとまだまだ決まっていない部分が結構ありますから、それに対応するためにも今計画は立てているんですけれども、なかなかまとまっていないのが現状ですので、何とかそれに向けて、今合わせてやろうと頑張っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第133号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第134号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第134号平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第134号平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今補正は、収益的支出において人件費、負担金など、資本的支出においては企業債償還金をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

予算書の61ページ、62ページをお開き願います。

まず、収益的支出でございますが、節の負担金84万1,000円、説明にもありますように平成25年度払川ダム管理費負担金でございます。これは県のダム管理費が約5,000万円ほどかかるということで、これに負担率の1.7%を乗じた金額でございます。職員2人分の人件費と施設の維持管理費分であります。年度末の精算となります。

次に、資本的支出ですが、企業債償還金として4,698万円を補正しております。説明欄にもありますように、平成23年度災害復旧費の補助率確定によるものでございます。当初、補助率が80%であったものが補助率が89.7%に確定したため、借り入れ額が少なくて済むことからこの分を繰上償還するものでございます。ちなみに、平成23年度に借り入れした金額は1

億200万円ですので、本来であれば5,502万円で済んだということでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第134号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第135号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第135号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第135号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した滝浜漁港の船揚げ場の復旧工事に係る請負契約について契約金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から細部説明をさせていただきます。

議案書の1ページに記載のとおり、1,137万円ほどが減額となっております。この主な原因につきましては、工事の一部を廃工、工事をしないことに決定されたものでございます。

具体的内容につきましては、議案関係参考資料の(その2)という部分の1ページをお開き願いたいと思います。

滝浜漁港の平面図でございます。滝浜漁港の船揚げ場の復旧工事につきましては、今、黄色と赤で着色をしている2カ所に、全体で85メートル復旧する予定で契約をしておりました。工事施工中でございますが、滝浜漁港はご存じのように物揚げ場がない漁港でございます。ちょうどこの黄色い部分をできれば物揚げ場に転用したいというご要望を地元のほうからいただいたところでございます。現地を確認したところ、赤い部分でございますけれども、これらの有効活用を図れば、今ある、それから今後若干ふえるであろう船舶の船揚げに対して特に問題はないだろうということで、黄色い部分の工事をしないことにいたしました。その物揚げ場の整備でございますが、これは今後の検討課題ということで地元にも理解をいただいているところでございます。

裏面に船揚げ場の断面図がございます。ごらんのように復旧をしたとしても、満潮時でなければ船を揚げることもおろすこともなかなか難しいような構造となっておりますし、背後の平場が2メートルと極端に狭い状況でございますので、基本的には波浪時であっても斜路に置くか、かなり離れた場所に船舶を運ばなければ安全を保てないという漁港でございますので、いずれ余り利用率が見込めないということもございまして、廃港という結論を出ささせていただきました。

以上で、細部説明は終わりますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番(三浦清人君) 今回は工事内容の変更ということで、減額の議案であります。今の課長の説明ですと、物揚げ場がこれから必要になってくるであろうと。それで、船揚げ場が計画よりも少なくともよいんだという地元の方々の要望に沿っての減額という説明でありましたけれども、この災害復旧の工事、どの地区も海岸沿いをこれから進んでいくわけですけれども、原形復旧という観点からこの事業が始まっているんですが、これから地元の意見というのはどの程度まで認めてもらえるのか。例えば、私どもは原形復旧というと震災前の形に戻すんだと、それが基本だということで進んできているわけなんです。ただ、その地元の意見がどの辺までこれから認めてもらえるのか。今まであったんだけれども、あれも要らない、

そのかわりこっちも必要だと、こういう地区の方々は結構いると思うんですよ、ここだけではなく、これから進めていく上で。その辺の地元の要望というのは、原形復旧だということの基本的な考えの中でどの程度認めてもらえるのか、額なのか規模なのか、規模によって額が変わってくるんですけれども。その辺なんです。であれば、各地区の方々からまた意見も聞かなければならないということも出てくるので。今まであそこは3メートルあったと、今1メートル下がって2メートルだと。3メートル必要ないよと、2.5メートルでいいよと。50センチ上げるだけで、そのかわりこちらは今まで3メートルだったんだけれども、4メートルにしてほしいとか、そういうことができるのかどうか。工事の内容にも影響してくるでしょうけれども、原形復旧という基本のものがどこまで崩れる、崩れるという言葉はおかしいけれども、認めてもらえるのか。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返しこれまでもご説明してまいりましたけれども、災害復旧は基本的には原形復旧の原則でございますので、原形復旧不可能な場合は効用の回復という言葉を使っております。

この場合は、災害復旧では当然物揚げ場は施工することはできませんので、当然船揚げ場を施工した後に物揚げ場と、これもまた補助金の返還などいろいろな手続が必要でございますので、無駄になるという判断をさせていただきました。

それで、ご要望があったのは、船揚げ場の位置に物揚げ場ということでございまして、これについては災害復旧は当然できませんので、ほかの事業を探さなければならないという状況でございます。今のところ、それが100%担保されているわけではございませんが、船揚げ場をつくってしまうと物揚げ場が100%できなくなるという状況なので、とりあえず今回は施工しないという方向を選んでいただきました。

どこまでその希望が通るかというお話でございますけれども、いずれいろいろな地区を回りますと、やはりいろいろな、この際ここもあれもというご希望を当然いただいています。多分議員もご存じだと思いますけれども、いずれその中ですぐにできるものと時間がかかるものと、これは長期的に考えていかないと難しいなと、さまざまございますので、そこはケース・バイ・ケースで対応するしかないかなと思っています。

ただ、いずれ今回やっちゃって形が変わるものについては、それを取り壊したりなんかする作業が出て、どうしても国費の返還ということが前提になってきますと、要は無駄な仕事をする形になります。ですから、それが伴わない、またはそれをやらなくても間に合う状況、

時間的にまだ施工していないんだけど、ちょっとここを後でもいいからこういう形にしてほしいというのであれば、現在契約しているものについても変更しながら対応は可能かと思います。ただ、先ほど申したとおり、全てが担保できるかというところは担保は今ない、空手形でやっておりますので、そこは十分地元の方とも理解をしていただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私も含めて漁民の方々からは、今回の復旧でここはつくらなくてもいいよと、あるいは規模はこれぐらいでいいよと、そのかわりという話が出てきているわけですよ。今課長が言われたような担保がない中での話ですから、そこをやっぱり地元漁民の方々にはっきりと申しておかないと、「何だべ、あんどき語ってだべっちゃ」と、「こっちやんねえかわり、こっちつくってもらう」とか、「後でやってもらう」とか、なぜなったんだということを課長が言われるならいいんだけど、今度我々が言われるものですから、そこなんです。だから、私たちが百遍言うよりも、きちっと最初から課長が行って一言言うと説得力というか、了解が早いんですよ。私たちが10回、20回言っても、「何だ、おめえの力足んねえからだ。もう一回行って語ってこい」と言われるものですから、ぜひ課長、はっきりとしたことを漁民の方々、地域の方々に理解をしてもらって進めていただきたい。これを強く要望します。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第136号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第136号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

佐藤正明議員より、退席の申し出がありますので、これを許可します。

〔2番 佐藤正明議員 退席〕

○議長（星 喜美男君） 職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。（「議長」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 2番議員が退席ということですから、どのような理由なのか、その辺の説明をお願いします。何のための除斥なのかちょっと理解できないので、どのような内容のためにどのような理由で退席する必要があるのか、お伺いをしたい。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

---

午前11時59分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、再開をいたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 昼食の時間になりましたが、審議終了するまで続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「この件だけやるということ」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 全部。

それでは、昼食のための休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第136号の議事を続けます。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第136号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した清水地区に整備する防災集団移転促進事業用地の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。



細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第136号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料（その2）の4ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、防災集団移転促進事業（清水団地）造成等工事でございます。54区画の防集区画の敷地造成工事でございます。

入札の状況につきましては、ここに記載のとおりでございます。

工事期間は、平成28年の3月25日までと設定してございます。

5ページをお開き願います。位置図でございます。

当該団地の位置につきましては、清水小学校跡地の国道45号を挟んだ北側に位置しております。現況が山林となっております。

6ページは、土地利用計画図でございます。

団地の概要をご説明いたしますと、黄色の着色部分がそれぞれの戸建て防集区画の54区画でございます。オレンジ色の部分が集会所用地でございます。

当該団地につきましては、主に清水地区の方が移転予定となっております。

全体の造成面積につきましては、左側の凡例のところに書いてございますが、4.05ヘクタール、道路部分まで含めると4.9ヘクタールという面積でございます。

団地内の宅盤の計画高につきましては、一番南側になりますが、低いところで32.5メートル、一番北側の高いところで39メートルとなっております。

国道45号からアクセスする進入道路を介して団地へ入っていくといったような計画でございます。

主な骨子といたしましては、敷地造成が主でございます。そのほか幅員6.5メートルの進入道路、それと団地内の6メートルの区画道路、総延長で1,468メートルの道路整備、そのほか水道管の布設工事でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ようやく清水団地の造成の入札ということで、地元の方々も大変喜んで

いることと思います。待ち焦がれていたわけでありまして、一日も早い着工を望むものであります。

私の質問は、入札の予定価格と落札価格の落札率、いつでしたか早い時期だったかと思うんですが、落札率が95%だか90%で落札した物件については、公正取引委員会のほうに報告というような調査といたしますか、そういったところになるような話をちょっと聞いたものですから、その辺大丈夫でしょうか。この落札率が90%だったかなあ。95%だか96%の率であると、そういったことで報告しなければならない。要するに、100%近い落札率に対するそういった行政の監視といたしますか、そういったことがとり行われるような状況になっているかと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。この震災復興の事業については、特例と認められているのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回の入札に関して、落札率は99.78%でございました。ただいまの議員のご質問の公取への関係でございますけれども、特段当町にはそういった通達や連絡などは入ってございませんので、改めてその部分についてはちょっと確認をしなければいけないんですけれども、予定価格等はそれなりの設定もしてございますし、当然受注事業者がゼネコンクラスということでございますので、それなりの設計もしてある結果という形でございますので、結果は結果として公取の関係については改めて照会をしてみなくちゃいけないんですけれども、今のところは特段連絡は来ていないという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） どういうふうな制度といたしますか、決まりになっているのか私も具体的なことはまだわかっておりません。私は、このことによって落札ができなくて100%でもいいと思うんです、災害復興ですからね。100%でもいいんです。そういった規制などによって入札が大幅におくれるということが心配だということなんです。そうであれば、できるだけ早く入札を終わらせて、事業着手にしてもらえばいいんです。

では、その件については後でちょっと調べてもらって、心配ないかと思うんですけれども、もしそうであるならば、町長、もしそういった規制など何かが出たような場合は、震災復興の事業については特別に大目に見てもらおうとか、その規制から外してもらおうようにやっていただければなと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 本案は、清水の防集、清水においては地区的には一番ぐらいの大きい被

害をこうむった地区ではないかなと思って質問するわけですが、54戸の造成という予定をしているんだと。全体にあの地区は何戸ぐらいの中で、割合ですね、ほとんど1軒ぐらいでしょ、あそこで残ったのは、1軒か2軒ぐらい。まあ、ほぼ全滅だ。犠牲者も多く出ましたし、そんな中で果たして防集を希望するから、あるいは崖地に、あるいはほかに居住を決める方いろいろあると思いますが、震災前との比較をしてどういう内容になっていますか。部落の戸数動向について教えてください。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 清水地区、行政区的には被災前の戸数が124戸ほどございました。津波の被害をこうむりました戸数が106軒でございます。その106軒の再建意向につきましては、少し古い資料になりますが、防集を希望していた方が67戸、あと災害公営が7戸、個別移転が20戸、そのほか継続の方も1名おりますが、検討中不明といった方が10軒を超えるような状況でございます。

ただ、防集の戸数67戸のうち、何軒かちょっとわかりませんが、ここ清水だけの防集参加ではなく、志津川市街地を希望している方もこの中には含まれているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 124戸の中で106軒が被害ということであります。その中で、67戸が防集、今回は54戸ということ。今内容をお聞きいたしまして、20戸が果たして町外に出るのか、あるいは町内のどこかに居住を考えているのか、その辺が重要なこととあります。人口動向に大きくかわるわけですから、その辺はどうなっているのか。

それから、67戸の希望に対して54戸なのか、当初67戸だが現在は54戸に最終的には希望者が減ったのか。こう思うのは、今の段階で、随分厳しいね、にしても平成28年でしょ、完成。年がかなりかかるわけですから、この清水だけではなくて全地域そういうことが言えるでしょうけれども。この54戸、これについての確実性、それらをどのように、これ以上は減らないと思うとか、これについてもかなりの変化が出るんじゃないとか、その辺課長はどう判断しているか。その2点について伺いたい。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議員がご指摘のとおり、どうしても工事期間が長い部分も非常に危惧してございまして、その間に自分での住宅再建という部分を災害公営住宅に移るとか、あるいは待ち切れないという状況の中で集団移転を諦めて個別で再建する方、多種多様でございます。現時点でどうのこうという判断はなかなか難しいものがあると認識してお

ります。

ただ、これは清水だけではなくて、いろいろな短期間の団地におきましても、そういった自己再建について、当初はその思いであったけれども、どうしても年齢的なもの、病氣的なもの、家族の仕事の環境の問題、さまざまなものが入りまじって再建は非常に流動的な部分がございます。そういった部分も含めて、今後小まめに担当課としては情報提供しながら、その移動の状況、あるいは再建の情報提供、そういったことをしながら、そういった数の把握、あるいは確実に団地形成がなされるような努力は続けていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今、私はこの20戸がこの地区から出ていくというように解釈したんですけれども、その20戸が町外なのか、町内なのか、それを伺いたわけですが、それについての答弁がありませんので、もう1回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ことし9月ごろのこれまでの意向を反映したデータの集計によりますと、13軒が町外を希望しているということで、残りの方々は町内あるいは不明であるとの回答でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第137号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第138号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第137号工事請負契約の締結について、日程第10、議案第138号工事請負契約の締結について。

お諮りいたします。

以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。

よって、本2案は、一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は、1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第137号及び議案第138号の2議案、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した西戸地区、戸倉地区、長清水地区に整備する防災集団移転促進事業用地及び災害公営住宅整備事業用地の造成工事、並びに戸倉団地の隣接地に整備する戸倉小学校用地の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第137号、議案第138号をあわせて一括して細部説明をさせていただきます。若干説明が長くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

資料は、8ページをまずお開き願いたいと思います。

工事名でございますが、少し長く、防災集団移転促進事業・災害公営住宅整備事業及び戸倉小学校災害復旧（戸倉団地外）造成等工事という名称でございます。

工事の概要でございますが、戸倉団地につきましては、防集区画95区画、そのほか災害公営住宅80戸、それと子育て支援施設用地、それと戸倉小学校の用地と、大きくくりで4つの敷地造成工事を発注したものでございます。これとあわせて、西戸団地、防集の区画で7区画、長清水団地、こちらは9区画、これらの造成工事も含めて一体的に契約をするものでございます。

戸倉団地内の子育て支援施設用地を含みます防集事業、災害公営住宅整備事業は、復興交付金事業でございます。戸倉小学校の敷地造成部分は、災害復旧事業ということで事業区分が異なることから、2つに分けた契約としているものでございます。

入札の結果につきましては記載のとおりでございますが、防集、災害公営住宅事業の部分につきましては債務負担行為を設定し、工事期間を平成28年の3月25日までとしてございます。戸倉小学校の敷地造成部分につきましては、災害復旧事業という事業の性格上、本年度内の工期設定を一旦させていただいているところでございます。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。位置図になります。

戸倉団地、右手の着色されている部分でございますが、戸倉中学校跡地の南側に位置してございます。西戸団地につきましては、西戸の集落、現在の仮設住宅の手前側になりますが、既存集落の隣接する場所で計画をしてございます。

戸倉団地につきましては、現在の国道398号から差し当たりアクセスする仮設の道路で工事を行っていきますが、最終形につきましては国道398号が団地内を通る形になります。

西戸団地につきましては、現在の仮設住宅の隣接する部分に位置しておりますが、町道の2路線が交差するところから取りつく現況が主に畑となっております。

長清水団地につきましては、ちょっと飛びますが、12ページに位置図を添付してございます。どちらかという、寺浜地区に近いところに位置してございまして、国道398号から直接アクセスする現況が主に山林の状態のところでございます。

戻りまして、10ページになります。戸倉団地の土地利用計画図でございます。

戸倉団地の計画の状況をご説明いたしますと、黄色の着色部分が防集の区画95区画でございます。この当該団地につきましては、主に、折立、西戸、水戸辺、在郷の地区の被災者が移転する予定でございます。そのほかにピンク色の着色部分が、災害公営住宅、先ほど80戸と申しましたが、この分の敷地用地でございます。左下側になります左中央といいますか、左側の赤色の部分が戸倉小学校の用地、そしてその南側になりますが、オレンジ色の部分が子育て支援施設用地となっております。そのほかにも、団地内にオレンジ色で着色しておりますが、集会所用地など公益的施設用地を計画してございます。

全体の面積を記載しているんですが、数字が小さくて申しわけございません。全体面積は、14.12ヘクタールでございます。うち、防集団地分が10.59ヘクタール、災害公営の敷地分が1.38ヘクタール、戸倉小学校の敷地の面積が2.15ヘクタールとなっております。

団地内の宅盤の計画高でございますが、30.5メートルから49メートルぐらいということで、

この図面上、下側に行けば行くほど高くなるような計画でございます。

主な工種につきましては、敷地造成が主体ということではございますが、幅員9メートルの幹線道路、それと6メートルの区画道路など、総延長で3,023メートルを計画してございますし、そのほか水道管の布設工事を予定してございます。

次に、11ページになります。

西戸団地でございます。防集区画が7区画、団地の造成面積が0.66ヘクタールでございます。西戸地区の被災者が移転予定ということでございます。

団地の宅盤の計画高でございますが、約20メートルという状況でございます。黄色の部分が宅地でございますし、オレンジ色が集会所用地を計画してございます。敷地の造成の盛り土工事、そして幅員6メートルの道路整備、延長で約200メートルでございます。そのほか、水道管の布設工事でございます。

当該団地につきましては、記載した従前宅地、点在する従前宅地を町が買い取り、点在する買い取り宅地を農地整備に合わせて当該地に換地をするといった手法で行うものでございます。

最後に、13ページになります。

長清水団地でございます。防集区画で9区画、全体の造成面積が0.99ヘクタールでございます。主に長清水地区の被災者が移転予定でございます。

宅盤の高さは、計画高で23.3メートル前後としてございます。同じく、黄色の部分が区画の部分でございますし、ちょっと茶色の色になってしまいましたが、ここが集会所の用地と計画してございます。敷地造成の土木工事が主体でございますが、取り付け道路区画道路6メートルの幅員で、延長が405メートルを予定してございます。そのほかは、水道の布設工事となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。何点か質問させていただきます。

まず、第1番目なんですけれども、団地の造成工事のおくれの原因ということをお聞かせいただきたいと思います。実は、南三陸町災害公営住宅整備計画によりますと、6章の災害公営住宅の整備方針というところで、建設目標戸数と地域別の目標戸数に「早期入居希望分は早期着手が見込まれる戸倉地区に組み入れる」ということもうたわれています。あと、「戸倉

地区に関しては町有地に整備を予定していることから、平成25年度末の入居を目指す」とありました。ちなみに、「入谷地区は被災を受けていない地域であることから、早期に用地を確保し戸倉地区と同様、平成25年度末入居を目指す」とあります。入谷のほうは順調のようなのですが、戸倉のほうはどのようにしておくれたのかをお聞きしたいと思います。

あと、戸倉小学校の規模なんですけれども、どれぐらいの規模を予定しているのか。そしてできれば今後の予測は難しいと思うんですが、児童数の推移とか、この計画によりますと復旧とありますので、以前と同じぐらいの規模なのか、そこも伺いたいと思います。

あと、もう1点。同じ整備計画には商業ゾーンの形成ということが計画されていましたが、この図面で見るとその部分はあるようですけれども、具体の業種など検討はなされているのかということもお聞きしたいと思います。

あと、産廃の出たところが空洞みたいになっているんですけれども、ここの部分を今後どう整備するのか、今のうちからデザインしておいたほうがいいのかという思いから質問させていただきます。

あと、もう1点は、交流人口の拡大ということを目標に、セカンドハウスということも検討されているみたいなんですけれども、これは戸倉地区の今後どういったところに検討していくのか。

最後にもう1点なんですけれども、現在の戸倉中学校を今後仮設がなくなった場合どのように活用していくのか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、ご質問の第1点目でございます。

災害公営住宅整備計画による平成25年度の入居が示された部分で、何でこれだけおけているのかという部分でございます。

当初、町有地として取得してこの地区に早期に建てられるだろうという予測の中で計画をちょうどしていたころでございまして、そういった表現になっております。結果として、売買による取得ということではなく、寄附という形になって町有地になってそれからの計画であるということで、おくれも出てきているところでございます。

それとあわせまして、ちょうど空洞になっている産業廃棄物があったらと言われるこの場所、一番最初の計画ではこの場所に防集の団地を計画していたという経緯もございまして、その産廃が出たということから計画を全面的に大幅に見直していったことが主なおくれの要



困ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉小学校の規模ということのご質問でございますけれども、一応校舎については3,000平米ほどの規模を今考えております。震災前の校舎の規模が2,000平米ほどでしたので、プラスする分については復興交付金事業を活用して、面積規模については、繰り返しますけれども、3,000平米ほどを考えております。

あと、児童数の推移ですけれども、今年度の戸倉小学校の生徒児童数が77名でございます。今後の見込みですけれども、来年度も70人、平成27年度についても70人、ここ5年間の推移を見ますと70人から、あとは平成29年度あたりから60人台、68人ぐらいが見込まれています。5年後の平成30年度も六十四、五人ぐらいであろうということで、児童数としてはそういった推移を見込んでおります。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、順番が前後しますけれども、私からは産廃が出た土地の部分と、それから戸中の土地跡利用ということで回答させていただきます。

初めに、廃棄物が出た場所の利用につきましては、これまでも議会の中でお話をしてきたとおりでございます。基本的には自然的な土地の使い方をするということでこれまでとも変わりはありません。

ただ、現時点で具体的に自然的土地利用という漠然的な表現ではなくて、何かないのかというようなことなんですけれども、基本的に、あしたからこの団地造成が発注になりますので、まずは防集の工事の邪魔にならないように、まず防集の造成を最優先ということで、その工事とあわせて道路などがだんだんできていくわけですので、それに絡めながら何か土地の利用が得られないか考えていきたいということでございます。

それから、戸中の土地跡の利用ということで、建物は1階が浸水をしているということなんですけれども、躯体そのものについての強度的には問題がないということで、これは何らかの利用をということでこれまでも地域の皆様とお話をさせていただきましたし、今回戸倉中学校の学校の統合の問題が整理ができましたので、今度は地域の方々と今の戸中の建物、これをどう利用していくかというようなことにつきまして、一緒に協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1つお答えを忘れてございました。商業的なゾーン形成と

いうことですが、10ページの398号の計画路線に隣接するところにオレンジ色で大きく分けますと6つの区枠割りがなされております。ここに現在のところ、水産加工あるいは水産加工販売、海産物販売、それと床屋さん、電器店というお話ですが、店舗それとコインの精米所、そういった計画が要望として出されておまして、今この敷地面積について改めてまた検討しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） セカンドハウス。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 交流人口拡大を目途としたセカンドハウスの内容につきましてですが、今後検討してまいりたいと思いますが、現時点でそのセカンドハウスについての考えはございませんので。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 防集のおくれなんですけれども、産廃が出たためにおくれたというんですが、その間もところどころ何かいろいろなかった……。私は実は地区の人たちに説明するのに、何でおかれているんだとかと言われた場合に、もうちょっと具体の説明ができるような答弁ですと助かるんですが。これでわからないことはないんですけれども、そのほかもところどころ何か、地区の人に若干聞くと、いろいろな計画が少し行ったり来たりではないんですけれども、それは産廃が出たせいもあるんでしょうけれども、あと地区の人との合意形成もどうだったのかとか、そういったところを説明していただくともう少しわかりやすいんですが。

あと、戸倉小学校の規模なんですけれども、以前よりも大きくなるわけですね。それで、児童数がだんだん減っていくということはどのようなものか。私が以前提案した、もしかすると小中一貫もできるのかなあなんてうれしい希望も持ったんですけれども。そのところどうなのか。校舎が大きくても、例えば60人規模でどのような形で設計なさるのかお聞きしたいと思います。

あと、商業ゾーンなんですけど、水産加工とか海産物、床屋さん、電器店、いろいろ予定なされているようなんですけれども、実際は団地に入った高齢者などの方たちのための食品というか食べるものなどを、何も大きいスーパーでなくても簡単に、震災以前でいいますと、戸倉の駅前のイサミちゃんの店みたいな、ああいった感じの店などは予定になっていないのかどうか、もう1回お聞きしたいと思います。

あと、セカンドハウスなんですけれども、現時点ではということなんですけど、もし検討するとなると、神割のほう、戸倉地区で。この団地とは余り関係ないのか、もし関係あるのであれば、戸倉中学校の跡地というのか、そこを。私的には公民館ばいイメージで使っていただき

たいような気はするんですけども。そのセカンドハウスに関して、もう1件どういった戸倉地区のところに検討するのをお聞かせいただきたいと思います。

あと、産廃が出たところをどう整備するのかということで質問したんですが、自然的土地利用ということですが、皆さんが引っ越ししたり、家を建てる時点で、どういう現況なのか、もしわかる範囲というか、できる範囲でよろしいんですけども、例えばそのまま赤土のままなのか、芝生のような何かを植えてあるのか、そのところのイメージをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議員がご指摘のとおり、もう1つだけおくれの要因といえますか、計画を見直した要因がございまして、当初産廃が出たところから団地のエリアを少し南側に移動したといった中で計画したときに、宅盤の高さをほぼ団地内余り段差のないような計画をしてございました。まちづくり協議会等々もお話をさせていただいたんですが、そのときにもう少し海が見えるような状況にできないかということで、宅盤全体を南側に向かってだんだん高くしていくといったような景観上の部分も考慮すべきというお話もあったことから、計画を大きく見直した部分もございます。

それと、その議論を重ねているときには、小学校の用地がまだどこにどういった形でといったものが示されてございまして、その見直しとあわせてこういった小学校用地という部分が舞い込んできたというのが、いろいろな計画が重なり合っただけのおくれの要因であったということでございます。

それと、商業ゾーンの部分で食品を扱うようなお店がというお話でございしますが、あくまでも町が営むものではございまして、それぞれ商店経営をするのは各事業者の方でございまして、一定のニーズがあれば海産物だけではなくてそういった部分も通常は置くのかなと思います。ただ、どのようにまでの品目をそろえるのかというのは、事業者側の判断になるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点、私からセカンドハウスと、それから戸中のエリアの利用という関連でお答えさせていただきます。

今野議員がおっしゃいますように、公民館的な利用もあるのではないかなというようなことで、去年かおとしあたりには町とまち協との間で若干公民館的な利用なんかも可能性としては、あるいは候補としてあるかもしれないねというような経緯はあったようでございます。

ただ、戸倉中学校につきましては、場所的に高いんですけれども、あそこは浸水している場所でございますので、例えば宿泊施設を建てたりというようなことも当初、私もそういう土地利用はできないのかなと思ったんですけれども、やはりそういった制限がありますので、宿泊施設としての土地利用は難しいかなと思っております。

それから、セカンドハウスそのものにつきましてなんですが、個人個人が別荘なりセカンドハウスなりという形で当町にそういった移住をされるというような場合に、戸倉のロケーションを使ったそういう土地利用については大いに検討する余地はあるのかなと思います。企業の保養所としてそういう土地の利用の仕方なんかもこれからはあるのかなと思っております。

それから、戸中団地下の自然的土地利用という予定地の踏み込んだ部分なんですけれども、今は具体的に考えていないという答弁をさせていただきましたが、当地になじむいろいろな樹木や植物などがあると思うんですけれども、そういったものを植えたりしながら自然林というその中にインターロッキングなりなんりの遊歩道をつけたり、あるいはちょっと休憩所のあずまやをつけたりというようなことで、当該地域の方々が子供と一緒に散歩をしながら下の海岸に行けるようなそういうエリア使いなのかなという漠然とした思いはあるんですが、ただこの場所の利用をいつまでもゆっくりはしてはられないものですから、具体的に町としても腰を入れて考えていかなければなりませんけれども、その際には戸倉のまち協の方々を中心に地域の方々に一番最初にご相談を申し上げたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉小学校の規模ですけれども、本年度に設計を行うということで今設計会社に業務を委託しているところでございますけれども、先ほど申しあげました3,000平米ほどで設計をしてもらいたいということで依頼をしているところでございます。

その規模なんですけれども、もともと震災前は2,000平米ほどでしたけれども、今回プラス1,000平米ぐらいの規模を見込んでいるんですが、そもそも学級数からの整備の資格面積については、3,400平米ほどが国が認めている整備の資格面積になっているというようなことであります。もともと被災前の校舎には多目的のホールがありませんでしたし、今回はそういった多目的ホールも整備をするというようなことで、いろいろ現代仕様といいますか、そういったものを盛り込むと3,000平米ぐらいになるのかなと。ちなみに、平成19年に整備をしました入谷小学校の建物面積も2,985平米だということで、ほぼ同規模の校舎とする予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、以上の回答はほとんどわかりました。

最後に、折立、水戸辺、在郷、西戸地区が集団移転ということなんですけれども、その区割りなどはどういった感じで考えているのか。その地区ごとが当然なんでしょうけれども、この図面では何かそう分けられていないみたいなので、当然戸数も決まっていないからでしょうけれども、そこのところの割り振りの予定みたいなものを最後お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 行政で旧行政区ごと割り振るということでもございませんで、まちづくり協議会の中でどういった方法で区割りを決定していくかというのを、住民の意見を相談した上で方向性を示したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この地区も一日も早く造成着手ということで待ち望んでおった地域でありまして、非常に喜んでおります。

この戸倉団地の戸数ですけれども、防集が95戸、災害公営が80戸と。それで、この戸倉地区はこれで終わりなんですか。もっとこのほかにも計画がなされているのかどうかということなんですよ。

以前、私はこれについて、平成24年の特別委員会でしたか、今当時のメモを出しているんですが、2月でしたかね、質問しているんですけれども、この地区の方々が防集あるいは災害公営住宅、要するにここの場所に住みたいということで陳情書が出されておったんですね。その陳情書の数を見ますと、1,497人の方々が署名しておったんです。ですから、この1,497名の方々がこの地区に、全員は無理だと思っても、1,000人以上の方々が行くんじゃないかなという思いでおったわけなので。それで、これを見ますと179戸、それでは1,000人の方々が入れないだろうなあという思いでいるので、その残った方々がどうなったのかなど。一番心配しているのは、これだけの面積、これだけの戸数しかできないから、ここに住みたいという陳情書を書いた方々があふれ出るのではないかなど、それが心配なんです。そういった心配がないのかどうか、そこなんです。要するに、ここに住みたいということで1,497人の方々が署名して議会に出しているわけなんです。面積の関係で住みたくても住めないんだという方がいないのかということです。そこが心配なんです。地域の方々の要望をいろいろ聞いて、この数におさまったんだと思うんですけれども、そういう住みたくても行けない

という方々がいないのかどうか。

それから、入る方々の名簿があると思うんですが、その方々はここに行きたいという当時の思いの方々が全てこの中に入っているのかどうか、行きたくても行けないという人がいないのかどうか、そこを非常に心配しているので。その希望者と当時の陳情者の名前を照らし合わせましたか。そこなんです。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） その当時、用地取得に係る陳情書のメンバーと今回のメンバーを特に照らし合わせてはございません。ちょっと私も記憶の範囲でしか言えないのですが、その当時の1千4百何名の中には、当該戸倉地区以外の方も署名がされていたような部分もちょっとあったのかなと思っておりますし、そこに住みたいというだけではなくて、そこにそういった戸倉地区の中心を設けていただきたいという趣旨の方も恐らく署名に参加したのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そういう答弁もあるだろうということは予測しておるんですけども、何度も言うように、ここに住みたいんだと、そのために署名したんだと、だけれどもこの区画しかとれないから住みたくても住めないんだと、そういう人がいないかということをお心配しているということであって、だからそれを照らし合わせたかということです。そこなの。いろいろそこに住んでいない方も、あるいはそこに町の形成なども希望することも含めて署名をしたという理屈も合うんだけど、とにかくその1,497人という方々がここしかないという内容の文面でしたから、私はそこに行くものだ。1,497人の方々がみんな行けばいいなと、行けない場合はどういう理由で行けないのかなと。そこを非常に心配していたものから。それでは、心配ないですね。住みたいという方々があぶれるということはなかったということ。

それから、もう一つ懸念されることが、これも前の平成24年の特別委員会でこういうことも私は言っているんですけども、後で産業廃棄物といいますか、家を建ててこれからついの住みかとして生活をしていく上で、有害物質と言ったらいいのかどうか表現の仕方はわかりませんが、生活に支障を来すような有害物質が出てこないだろうかという心配を持っているということなんですね。そのときは大丈夫だというような話だったんですけども、その大丈夫だという確実性というか、担保というか、そういうものがないとなかなか私も心配なんですよ。後で何か出てきた場合において、生活の補償をしろとか、移転の補償

をしるなんてことはなければいいんですが、もしそういうことがあった場合の責任というのは町がとるのか、県がとるのか、その辺の責任所在というものを、これから造成が始まるわけですから、このときにこの場できちっと出しておいていただきたい。これから入札を終わって事業に着手するんですから。何か今後そういった問題、産廃の関係、あるいは有害物質が出た場合における責任の所在と申しますか、なければならないのでいいんですから。これは町長だね。町長にその辺のところをはっきりとしていただきたいと。私はないものと思っていますけれども。今後何が出るかわかりませんからね。これはここだけではないことも確かなんです。しかしながら、先ほど前者が言ったように、前に産廃が出た箇所には実績は出ないけれども、実際出ているんですから。そのほかに出る可能性は私はないと思いますが、万が一にも出た場合の責任というものはどなたがとるのかということをはっきりと出していただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員にはこの場所には特段のご関心をいただきまして、再三ご心配をいただきまして大変ありがとうございます。

当然、この場所につきましては、水質検査等については継続して行っていくということは前にもお話ししましたし、特段にこの団地だけではなくて、各団地全てを町で造成してございますので、そこは最終的には町が責任を持つと、そういうことになると思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今、この戸倉団地の計画図面を見ていて、道路ができることによって非常に便利になるんだなというふうに見ているわけですが、果たしてこの道路完成年度がいつなのかなど。やはりこの道路ができることによって、この団地はかなり利便性も保たれるというんじゃないかと思うもので、恐らくこの団地造成のときにこの国道398号はこの団地内においては含めて造成するんでしょうが、道路は連結しないと全く利用度がないものですから、そういうことを何年度に一体……。この団地が完成すると同時に国道398号がこの団地を通れるようになるのか、そこですけれども、今現段階でどのような計画になっているのか、その辺お伺いしたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、国道398号の改良についてのご質問でございました。

基本は、議員がおっしゃるとおり、団地の供用開始と道路の供用開始がマッチすれば一番これはいいということで、県も事業を進めているところでございます。

ただ、残念ながら、まだいつという完成時期は明示されておりませんが、なかなか難しい状態にあるということは聞いております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 道路が通過することとしないでは、とんでもなく利便性に関係するわけです。難しいというような課長の答弁では、ちょっとその意味が心配というか危惧されるものですけれども、いつの時期に、おおよそでも計画のないものを計画に上げているんじゃないでしょ。何年の完成でなければ絵に描いた餅で、ここで議論した人たちは皆どこに行くかわからない。それまで出なかったら、この道路には当初からこのような説明もなかったものだから、あればまた考え方も違うし意見も違ったろうと思いますけれども、この国道398号がここを通るんだということになって非常に利便性がよくなるんだなあと思って。

この団地についてはここまで来る経緯についてはいろいろありましたが、改めて申し上げるまでもありませんが、土地取得の段階からいろいろと……。私はあのときなぜ反対したんだと、報道機関が、テレビまでこう出たから、そんなの出されたから。当時の内容は、相手の会社の法人という登記がされていても存在していないんだと。これが後でとんでもない問題に発展しないかというような考えのもとで、議会で否決した。そういう経緯があります。そこら辺はわかっていると思いますけれども、ところが世の中はそういうふうにとらない。反対する理由がそんなところにあったんですけれども、余計なことですけれども、ただ道路ができなければ、できなくても今の道路につけかえ道路があるわけですからいいんですけれども、できたほうがなおいい。そういう観点からお伺いしているんです。それを難しいとか、いつだかわからないとかでは計画にのせて、我々は道路は計画にのせているだけでいつできるかわからないんだというわけにはいきませんので、この辺は早急に確かめて、ぜひともこの道路はつくっていただくように、副町長、そういうことで町のほうとして……。副町長、ちょっと今寝ていたと思って、大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しのように、団地はできた、道路はないということは、これはあり得ない話でございますので、これは県のほうにきつくお願いをしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第137号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。



これより議案第137号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、12月定例議会の閉会に当たりまして、私から一言御礼を申し上げます。

実質6日間にわたりまして、議員の皆様方には慎重にご審議を賜りまして全議案のご認定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

早いもので、あと2週間でことしも終わります。震災から3回目の新年を迎えるということ

になります。被災をされた町民の皆様方には大変つらい思いで今仮設住宅にお住まいだと思  
いますが、そういった中にありまして議会の皆さんと力を合わせながら復興事業に取り組ん  
でまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

特に、ことしは住宅再建あるいは生活再建元年、そういう形の中で進めてまいりました。あ  
したは、柘沢地区、それから歌津中の上団地においては、安全祈願祭が開催されます。そし  
て、また今週の21日には藤浜団地、県内第1号の高台移転の竣工式が開催されます。来月の  
1月中には、名足のほうの安全祈願祭あるいは着工式を行います。全ての団地において着工  
がいよいよ終了するということになりまして、全ての団地で本格的な造成工事がスタートす  
るという段取りになります。そういった形が、町民の皆様方、被災をされた方々には、あ  
すへの光というふうに見えていただけるものと思っております。

そして、また町内のかさ上げの工事につきましても、新年度は加速的に進んでいくというこ  
とになります。我々もしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうか議員の皆様  
方のご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます、閉会に当たっての御礼の挨拶  
にかえたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） ここで、私からも一言挨拶を申し上げます。

新体制になりまして初の定例議会、活発なご審議をいただき、大変ご苦労さまでございまし  
た。本格的復興はこれからでございます。皆様にはさらなるご尽力をくださいますようよろ  
しくお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

これをもちまして、平成25年第10回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時10分 閉会